

高知くらしの護身術

76

架空請求が急増

11月に150件以上の相談

(2007年12月4日掲載原稿)

架空請求の相談が、平成19年11月に入り150件以上寄せられています。

特に多い相談は、差出人が財団法人国民財務センターからの架空請求ハガキに関するものです。ハガキの内容は、「裁判通達書」という通知で、契約不履行につき原告側が提出した起訴状を指定裁判所が受理したことを通知します。後日、出廷命令通知書が届くので出廷して下さい。出廷拒否すると差し押さえを強制的に執行します。個人情報保護のため、詳しいことは当局員まで連絡するよう、連絡をしなければ、本書を勤務先等へ郵送します。裁判取り下げ期日〇年〇月〇日（ハガキが届いた当日か翌日になっています）というものです。脅迫めいた言葉で不安をあおって電話を掛けさせるように誘導するものになっています。

電話をすると「すでに裁判所に訴状が提出されている。無料で国選弁護士を紹介する」と言われて、紹介された法律事務所に電話をすると「債権確認をする必要がある。裁判所に誠意をみせるため495千円が必要であるので振り込むように」と言われます。相談者の中には振り込む直前に銀行でハガキを見せたら「振り込まないように」と言われて被害を逃れたという人もいます。

架空請求のハガキを受け取ったら、電話をしないで放置して下さい。

相手は消費者が電話を掛けてくるのを待っています。電話をかけると、お金を支払わせようと言葉巧みに誘導しますし、さらにあなたの電話番号等知られてしまいます。それだけでなく、その後電話勧誘を受けるきっかけになる場合もあります。電話を掛けると相手の思うつぼです。心配であれば消費生活センターに相談して下さい。